

本部港中長期計画(仮称)検討委員会 第 1 回委員会資料

検討委員会の進め方について

- 1 計画策定に係る背景と目的等について
- 2 委員会設置要綱
- 3 本部港中長期計画（仮称）議事項目(案)

令和 6 年 6 月 3 日
沖縄県土木建築部港湾課



1 本部港中長期計画(仮称)の策定に係る背景と目的等について

これまでの本部港の整備は、それぞれの港において、利用状況等に応じ整備を進めてきた。

その内、本部港本部地区(旧日本港地区)は、「活力ある地域経済を目指す産業の振興」及び「産業振興のための基盤整備」へ寄与することを目指し、北部拠点港湾として整備等に取り組んできた。※括弧書きの2点は「北部振興並びに移設先及び周辺地域振興に関する基本方針」。

本部港本部地区(旧日本港地区)では、港湾を活用した地域の振興・活性化の方針及び方策、そのために必要な港湾施設の整備内容等を定めた「本部港港湾振興ビジョン」(以下、「ビジョン」と表記)を策定している。ビジョンでは、以下の3点を掲げている。

- ①北部地域にある港湾の地域特性を踏まえ、圏域内外との物流機能強化のための拠点整備並びに国内外クルーズ船の寄港による交流機会の促進を図る。
- ②ゆとりや潤いのある地域づくり、地域の文化や産業の育成に貢献していく港湾の整備を図る。
- ③北部地域の安全・安心を支えるため防災及び災害時に対応が図れる港湾の整備を図る。

ビジョン策定から、20年が経過し、本部港を取り巻く環境の変化や、ビジョン等で掲げた取り組み方策・方針の一部推進などを踏まえ、新たに中長期的な計画を策定する。

なお、本計画においては、平成18年に本部港が4地区7箇所へ再編されていること、本部港全体を対象とした有効な機能分担の可能性を探ることから、対象を4地区7箇所へ拡充する。



○経緯

平成12年8月24日	北部振興並びに移設先及び周辺地域振興に関する基本方針(北部振興協議会)
平成12年8月25日	特定地域振興重要港湾に選定(運輸省(現国土交通省)) 沖縄県北部地域の振興の拠点となる港湾
平成14年3月	北部拠点港湾の位置選定(県) 本部港本部地区(旧日本港地区)
平成16年3月	本部港港湾振興ビジョン策定(県)
平成18年3月	全体計画図を変更(県)
平成18年3月31日	港湾区域の変更(県) 旧渡久地港、旧瀬底港、旧浜崎港を旧本部港に編入
平成18年7月24日	港湾名の変更(県) 旧本部港 → 本部港 本部地区 旧渡久地港 → 本部港 渡久地地区 旧浜崎港 → 本部港 浜崎地区 旧瀬底港 → 本部港 瀬底地区
平成23年	緑地(県)、冷凍冷蔵倉庫(本部町)の整備完了
平成26年	耐震強化岸壁整備完了(県)
平成27年	上屋整備完了(県)
平成30年	防波堤(沖)整備完了(県)
令和4年	クルーズバス整備事業完了(県)

※整備済み施設は主な施設を記載。

2 委員会設置要綱

本部港中長期計画(仮称)検討委員会 設置要綱(案)

令和6年 月 日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、「本部港中長期計画(仮称)検討委員会」(以下「委員会」という。)の設置について、その組織、運営その他必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部港(本部地区(旧本港地区))は、平成16年3月に本部港を活用した地域の振興・活性化の方針及び港湾施設整備の内容を明確にした「本部港港湾振興ビジョン」を策定している。その後の社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、対象港を拡大し、本部港4地区7箇所全体の将来像や施設配置等を示す「本部港中長期計画(仮称)」を策定することとしている。委員会は、本部港が今後果たすべき役割などを踏まえ、「本部港中長期計画(仮称)」の策定に向け、指導、助言を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 検討会は、本部港中長期計画(仮称)の策定に向け、次に掲げる事項について指導、助言を行う。

- (1) 本部港における港湾の開発、利用、保全及び管理に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員が互選により選任する。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって構成し、委員の異動があった場合は、後任者がその任にあたるものとする。
- 4 委員の任期は承諾の日から委員会が終了したときまでとする。

(委員長)

第5条 委員長は会務を統括し、会議の議長となり、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、初回は事務局が招集する。

- 2 委員会へはWeb端末を用いた出席も可とする。また、委員がやむを得ない事由により委員会に出席できないときは、代理の者を当該委員に代わって出席させることができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(情報公開)

第7条 委員会は、公開を原則とするが、特定の団体又は個人に関する情報であつて、公にすることにより、当該団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(以下「非公開情報」という。)に触れるなど、会議を非公開にすべきであると委員会が認めたときは、会議の非公開及び該当する会議記録を非公表とすることができるものとする。

(事務局)

第8条 委員会には事務局を置くものとし、委員会の運営に関する事務を行う。

- 2 委員会の事務局は、沖縄県土木建築部港湾課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

3 本部港中長期計画（仮称）議事項目(案)

項目	年度	議事項目（案）
<p>検討委員会</p>	<p>令和6年度 ～</p>	<p>第1回 検討委員会</p> <p>議事項目 ・本部港の現状及び課題</p>
		<p>▼</p>
		<p>第2回 検討委員会</p> <p>議事項目（案） ・基本理念、将来像、基本方向 ・空間利用計画</p>
		<p>▼</p> <p>パブリックコメント</p>
		<p>第3回 検討委員会</p> <p>議事項目（案） ・計画フレーム ・施設計画の方向性 ・各地区の施設計画</p>
		<p>▼</p> <p>中長期計画(仮称)の策定</p>